

## 告示第 5 5 号

## 富里市家庭的保育事業等の認可に関する審査会設置要綱

## (設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 5 第 3 項に規定する家庭的保育事業等の認可に関する審査事務を適正かつ公正に執行するため、富里市家庭的保育事業等の認可に関する審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 審査会は、富里市家庭的保育事業等の認可に関する事前審査等を行い、意見を述べるものとする。

## (組織)

第 3 条 審査会は、次に掲げる職にある者を委員として組織する。

- (1) 健康福祉部長
- (2) 社会福祉課長
- (3) 子育て支援課長
- (4) 健康推進課長

## (会長及び副会長)

第 4 条 審査会に会長を置き、会長は、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

- 2 審査会に副会長を置き、副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。
- 5 当該法人の信用に関する情報を取り扱うため、会議は非公開とする。

## (審査の対象)

第 6 条 審査の対象は、次のとおりとする。

- (1) 法第 3 4 条の 1 5 第 2 項に基づく家庭的保育事業等の認可に関する事項

(2) その他会長が必要と認める事項

(審査の内容)

第7条 審査の内容は次のとおりとする。

(1) 家庭的保育事業等の認可に関する事項

ア 家庭的保育事業等を行う者の動機

イ 家庭的保育事業等の必要性

ウ 家庭的保育事業等を行う者の資産の安定性

エ 家庭的保育事業等を行う者の役員の適格性及び組織運営

オ 関係法令及び条例に規定する基準に基づく施設

カ その他必要事項

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(事務局)

第8条 審査会の事務局は、健康福祉部子育て支援課内に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。